

弘法大師の神靈觀

渡辺新治

最初に、私は「弘法大師と知識」という題で発表するつもりで探索を続けてきた。それは、「仏教と社会的機能」という伝法院の掲げる中心となるタイトルが、弘法大師を中心に考えるときに、弘法大師とどのように関連するかを知識結に求めようとしたからである。

〈知識とは、もともと人を仏道に導く識者を指し、転じて僧尼の勧化に応じ仏道に結縁し、財物を喜捨する行為や、それを行う人々を意味する。その結縁者が多い場合には、知識結とも言つた〉（『日本佛教史』古代、吉川弘文館 p.一三二）。

この知識結は、七〇〇年代には、仏教の民間布教の核となつた。特に写經が中心となつて、仏教が民間に布教された。また東大寺の大仏建立には、行基が中心となつて知識結の協力があつたことが知られている。そして行基には、この他にも布施屋の建設、地溝の開発などがあり、地域の民衆すなわち知識の協力を得ておこなわれたという。

このような背景があつて、百年にも満たない後に弘法大師があらわれ、弘法大師の『遍照發揮性靈集』に、知識に対する文章が、三編あげられている。

卷第七

「知識の華嚴会のための願文」 一首

弘仁十一年（八二〇） （東大寺において）

卷第八

「勸進して仏塔を造り奉る知識の書」 一首

天長九年（八三二）九月二十四日

（高野山の金剛峯寺の毘盧遮那法界体性塔二基・・大塔と西塔）

卷第九

「鐘の知識を勧め唱うる文」

紀伊国伊都郡高野寺の鐘の知識の文

（高野山金剛峯寺の鐘）

の三編である。

このように、弘法大師は知識と関係があり、弘法大師が満濃の池を造つたということなどが、この知識との関わりの中で考えられないか、というのが最初の目論見であつた。

しかし、この知識を『続日本記』や『日本後記』の中で探索していくうちに、弘法大師の時代に、仏教の役割が律令国家の中で大きく変化しているのにきずかされた。それは満濃の池を造ること、つまり旱にたいする対処

法の一つとして満濃の池などの池が造られた。また、別の旱の対処法として、この時代には雨が降ることを祈つた。仏教も、榎本栄一氏の年表によれば、六四一年七月二九日、〈雨を祈うこと能わず、読経を停む〉を初めとして、七三二年七月五日（両京・四畿内及び二監をして内典の法により以て雨を請ぜしむ）まで、數度雨が降ることを祈つた。しかし、その後弘法大師の頃まで、仏教は、この祈雨に関わつていない。榎本栄一氏は、弘法大師や仁海が請雨法をおこなつたことについて、現世利益を説く密教の定着の一因と考えているが、何故に仏教が祈雨や止雨に対して関わりを持つようになつたのかは、述べていない。私は、この頃、神あるいは靈に対する考えの展開があつたのではないか、と考えている。その一つは、この頃から、すなわち早良天皇（崇道天皇）の靈に幣帛をたまわつていることから知られるように、御靈信仰がでてくる。そしてこの幣帛の使が、伝燈大法師位の泰信である（日本後記、卷第八、延暦一八年二月一五日）。当然のことながら、これ以前に、聖武天皇の時代に神仏の混交が認められてはいるが、神と仏の混交によつて、それ以前の神の意識とこの時代の神に対する意識の変化があつたと考えられる。

一、『続日本紀』『日本後記』『続日本後紀』について

A、『続日本紀』卷三三一卷から四〇卷

弘法大師の生まれた頃から亡くなるころまで、当時の神や靈について見ていくことにする。この『続日本記』卷三三一卷から四〇卷は、西暦七七二年から七九一年までである。この後で項をえて『日本後記』、『続日本後紀』を見ることがある。

- ① 宝亀三年（七七二）四月二九日、西大寺の西塔に震す。之をトするに近江の国滋賀の郡、小野社の木を探

りて、塔を構えて、祟をなすと。

② 宝亀三年八月六日、難波内親王の第に幸す。是の日、常に異なる風雨あつて、樹を抜き屋を発く。之をト
うに、伊勢の月読の神の祟をなすと。

③ 宝亀八年（七七七）二月二八日、使を遣わして、疫神を五畿内に祭らしむ。
④ 宝亀八年三月十九日、大祓す。宮中、頻りに妖怪有るが為なり。

⑤ 宝亀九年（七七八）三月二〇日、東大西大西隆の三寺に誦経せしむ。皇太子の寢膳、和に乘けるを以てなり。
宝亀九年二月二七日、大祓す。使を遣わして、幣を伊勢の大神宮及び天下の諸神に奉らしむ。皇太子、平
ならざるを以てなり。又、畿内の諸界の於いて疫神を祭らしむ。

⑥ 宝亀十一年（七八〇）二月朔日、神祇官、言す。先に祟有るが為に他処に遷し建つ。而るに今神郡に近く
して、其の祟未だ止まず。飯野郡を除くの外、便地に移し造らんと者えり。

⑦ 宝亀十一年十二月四日、左右の京に勅すらく。今聞く。寺を造るに悉く墳墓を壊して、其の石を採り用う
と、唯鬼神を侵し驚かすのみにあらず。實に亦子孫を憂え傷ましむ。今自り以後、宜しく禁断すべし。

⑧ 天応元年（七八一）三月二十五日、朕枕席安からざること、稍く晦朔を移せり。医療を加うと雖も、未だ効
驗有らず。天下に大赦すべし。

⑨ 延暦元年（七八二）七月二九日、右大臣已下、參議以上、共に奏して備わく。頃者災異荐りに臻て、妖徴
並びに見はる。仍て龜筮に命じて、其の由を占い求めるに、神祇官陰陽寮並びに言す。國家の恒祈、例に依
つて幣を奠つると雖も、而も天下の縞素、吉凶混雜す。ここに因て、伊勢の大神及び諸の神社、悉くに祟を
為す。如し凶を除き吉に就かずんば、恐くは聖体不豫を致さんか。

- ⑩ 延暦四年（七八五）七月二〇日、勅して曰く。釈教の深遠なる。其の道を伝える者は、縕徒是れなり。天下の安寧なるは蓋し亦其の神力に由れり。・・・
- ⑪ 延暦九年（七九〇）九月三日、京下の七寺に於いて誦経せしむ。皇太子寢膳敵に乖けるが為なり。

B、『日本後紀』

- ⑫ 延暦十五年（七九六）七月二二日、・・・太宰府の言く。肥後の国阿蘇の郡の山上に沼有り。其の名を神池と曰う。水旱年を経るに、未だ嘗て増減せず。而るに今故無くして涸滅すること二十丈なり。之をト筮して考えるに、事旱疫を主とす。民之れ辜無し。其の殃を蒙るを恐る。方に徳を修し、惠を施し、妖を消し、民を拯う。・・・兼ねて、寺毎に三日齋戒読經悔過せしむ。庶くは恤隱の感、上天を格し、靈応の徵、率土に被らさん。
- ⑬ 延暦十八年（七九九）二月十五日、・・・伝燈大法師位泰信等を淡路の国に遣わし、幣帛を賚い、崇道（早良）天皇の靈に謝せしむ。
- ⑭ 延暦二十四年（八〇五）二月六日、僧一五〇人をして、宮中及び春宮坊等に於いて大般若経を読ましむ。一小倉を靈安寺に造り、稻三十束を納む。・・・神靈の怨魂を慰むなり。
- 二月十日・・・彼の女巫を召して、御魂を鎮めせしむ。・・・勅有り。御年数に准じて、宿徳の僧六九人を屈して、石上神社に読経せしむ。
- ⑮ 延暦二十四年四月五日、諸国をして、崇道天皇の奉為に、小倉を建て、正税四〇束を納め、ならびに国忌及び奉幣の例に預らしむ。怨靈に謝せんがためなり。

(16) 延暦二四年十月二十五日、崇道天皇（早良天皇）の奉為に、一切経を写す。其の書生、功に随つて叙位し、及び得度す。

(17) 大同四年（八〇九）正月十八日、天下の諸国をして、名神のために大般若經一部を写し、奉読供養し、国分寺に安置せしむ。

(18) 弘仁三年（八一二）六月二六日、勅すらく。甘澤降らず。稍旬日に涉り、彼の南畝を眷みるに、深く懐を軫むる。冀う所、神靈、祐を垂れ、早く嘉雨を致さらん。宜しく幣を畿内に走らせ名神に祈る。

(19) 弘仁三年七月朔日、勅すらく。頃者、疫旱並行す。生民未だ安からず。静するに此に言く。情、納障を切まる。但し神明の道は、禍を転じ福となす。庶くは祐助に憑りて、此の災禍を除かん。宜しく幣を天下の名神に走らすべし。

(20) 弘仁五年（八一五）八月二九日、詔に曰く。・・・頃年以降、春に耕すに花を候う。灌枝の潤いを恁わず。秋に稼、穎を垂れ、栖畠の糧、余すべし。是れ則ち神靈の祥を降し、仏子の修善の致す所なり。・・

C、『続日本後紀』

(21) 天長十年（八三三）三月二〇日、百口の僧を大極殿に延べ、大般若經を転読し、年穀を祈り、兼ねて疫氣を攘う。

以上、『続日本記』『日本後紀』『続日本後紀』の神あるいは魂しい、靈の主立つたところを取り出した。『続日本記』の七七二年から七九一年までのあいだには、祟り、神の祟り、或いは疫病に対しては、疫神がいると考え

られている。これ以前にも靈とか神靈とかが考えられているが、祟りのことはあまりふれられてはいない。榎本氏は、「慰靈」についてであるが、これはある時期に集中してみられる。それは桓武天皇の治世のうち『日本後紀』に載る後半にのみみられ、前半を記録する『続日本紀』にはみられないのである。また、そのほとんどが崇道天皇と関わりをもつものである（『東洋学研究』一八、東洋大学、東洋学研究所、一九八三、p.一六）という。これは、『続日本記』『日本後紀』『続日本後紀』の編者の意図もあるかもしれないが、雨を降らせたり、長雨を止めたり、地震がおこつたりするのは、最初、神によるものと考えていたのではなかろうか。仏教が入り、七三年頃までは、祈雨も仏教によって行われていたので、その頃は、神と仏が同じと考えされていた。それがその後には、神と仏が、例えば仏は地震や病気に対して、効力があるというように分けられていった。

靈については、これ以前より、例えば、天平十三年（七四一）三月二十四日の詔に、「・・今春自り秋稼に至るまでに、風雨序に順いて、五穀豐穰なり。此れ乃ち誠を徴し願いを啓くこと、靈睨に答うるが如し。」とあるようすに、靈の存在は信じられていた。そしてこれらの靈は、神靈といわれ國や民衆に対して災害を及ぼすのではなく、それらから護つてくれるものであつたにちがいない。

また、祟りについては、宝亀元年（七七〇）二月二三日の項に、

西大寺東塔の心礎を破却す。其の石の大きさ、一丈余なり。厚さ九尺なり。東大寺より以東の飯盛山の石なり。初め数千人を以て之を引けども、日に去ること數歩なり。時に復た或いは鳴る。是に於いて人夫を益し、九日にして乃ち至れり。即ち削刻を加えて築基已に畢る。時に巫覡の徒、動もすれば石の祟りを以て言を為す。是に於いて柴を積て之を焼く。灌ぐに三十余斛の酒を以てして、片片に破却して道路に棄つ。後ち月余日にして、天皇不愈となる。之をとうに破石の祟りを為すと云う。即ち復た淨地に棄て置き、人馬をして之

を践ませしめず。今其の寺内の東南の隅数十片の石、是れなり。

とあり、祟りの話が載っている。祟りについては、これが初見であると思われ、この頃から祟りに関する記事が多く見られる。後の①の記事から想像すると飯盛山は、神山であったのであろう。その神の祟りとして考えられる。今まで護法神として祭られていた神が祟りをなすようになるのである。

あるいはまた、墳墓には鬼神が住んでいると思われていた。⑦の記事にあるように、墳墓の石を探り用いると、鬼神の領域を侵し、鬼神を驚かせる。すると鬼神はその墓の石を使つた人の子孫を憂いさせるという。

このように、祟りや災い、そして病気は、神によってなされると考えられていた。しかし、この頃以前（七二〇年）には、神は護法神として考えられており、神に奉幣することによって、災害や病気から守られた。

この祟りは、靈の祟りとされる。すなわち『日本後紀』では、⑬の記事に見られるように、崇道（早良）天皇の靈に謝るとある。この崇道天皇は桓武天皇の同母弟で皇太子であつたが、長岡京遷都に関わる藤原種継暗殺にかかわったとして、乙訓寺に幽閉され、淡路に送られる途中で亡くなつた。桓武天皇は、此の後実子安殿親王を皇太子にしたが、この親王がしばしば病にかかつた、それが崇道天皇の祟りであるという（榎本氏、前論文、p二六）。つまり、このことでもわかるように、今まで神の祟りであつたものが、人間の靈も祟るようになる。天皇を現神と考えていたこの時代に、崇道天皇を人間と考えてよいかどうかは、不安ではあるが、しかし神と同じように靈が祟るということで、慰靈のために經が読誦あるいは書写された。⑭に見られるように、神靈の怨魂、あるいは御魂といわれ、神の靈が言われ、また石上神社において御魂を鎮めるために読經したのである。靈を慰めるために仏教が用いられるのは、それ以前の流れからいって当然のことである。それは、例えば聖武天皇が崩じた後、七日ごとに誦經していた（『続日本紀』天平二〇〇年四月二七日、初七日に当たる。飛鳥寺に於いて誦經

せしむ。是れより後、七日に至る毎に、京下の寺に於いて誦経せしむ) のであり、これは聖武天皇の靈に対する追善であろう。ただ、石上神社の御魂を鎮めるということには、重要な意味がある。今まで神に対して奉幣をして、災禍をなくしたり、五穀豊穰を祈つたりしたのである。それなのに神が祟るといい、そして地震と聖体の不^よ予、天皇の崩御の後の追善に関わつてきた仏教が、神の坐す神社で、神の魂しいを鎮めるために、読経したのである。これは、見方を変えれば、神を仏教の読經や写經の力によつて変えることができるということである。

㉚の「神靈の祥を降し」とあるように、神靈の祥を、(一) この我々の世界に降ろすことと、仏子が修善することが、同じく豊穰に効力があるというのか、あるいは(二) 神靈の祥をおろすために、仏子の修善が効力をもつといつてゐるのかわからないが、これまでの趨勢からいくと、(二) の方であろうと考えられる。

また、祈雨についても最初に述べたように、七三二年以降は、伊勢神宮、丹生川上の神、畿内の名神、諸国^の神社などに雨を祈つてゐる。請雨の時は黒馬を、止雨の時は白馬を奉つてゐる。仏教にては、承和元年(八三四)六月三十日の「百僧を大極殿に延べ、三ヶ日を限りて大般若經を転読す。甘樹を祈り、兼ねて風災を防がんが為に」と同年の七月二日の「初めて祈雨の為に、大般若經を転読す。」とあり、この頃から仏教が再び祈雨に關係する。弘法大師の年譜によれば、弘法大師は、天長元年(八二四)二月に、神泉苑において請雨經法を修してゐるし、また、同年の三月二六日には、祈雨修法の驗によつて、少僧都に任せられてゐる。これらのことからすると、弘法大師の活躍していた頃には、仏教でも雨が降ることを祈つたのである。先の資料の一八に、「神靈、祐を垂れ、早く嘉雨を至らさん」とあるように、雨を降らせるのに、神靈に願つてゐる。ということは、やはり神の靈、つまり靈によつて雨が降ると考えてゐたのではなかろうか。

その靈に対しても教が効力をもつていた。

以上、「続日本紀」「日本後紀」「続日本後紀」の三紀の靈あるいは神について見てきたのであるが、この時代において、神靈がそれ以前と大きく変わる点を指摘することができる。それは、祟りという考えが起り、それまで神は、我々にとって守護神であったが、神が祟り、その祟りを鎮めるため、あるいは慰靈のために仏教が力を持つたということである。また、靈に対して仏教が効力をもつたと言える。

二、『日本靈異記』における神

弘法大師と同じ頃に藥師寺の僧景戒の書かれた『日本靈異記』（『日本國現報善惡靈異記』）〈?—八二二頃〉における神（靈あるいは魂）について見ると

「災と善との表相先づ現れて、而る後に其の災と善との答を被りし縁 第三八」の〈三、著者景戒に現れた前兆〉に

又、僧景戒が夢に見ること、延暦の七年の戊辰の春の三月十七日乙丑のよるに夢に見る。景戒が身死ぬる時に、薪を積みて死ぬる身を焼く。爰に景戒が魂神（たましひ）、身を焼く辺に立ちてみれば、意の如くに焼けぬなり。即ち自ら榾を取り、焼かるる己が身を築墓き、榾に串き、返し焼く。 . . .

爰に景戒が神識（たましひ）、声を出して叫ぶ。 . . . 『日本靈異記』、全訳注 中田祝夫、講談社学術文庫、下巻 p二七四）

とある。ここで注意しなければならないのは、魂神と神識がともに「たましい」と読まれている。しかし、神の字が後にきている場合と、先にきている場合との違いがある。つまり魂神と神識である。どちらも夢の中ではあるが、死んでいる場合は魂神であり、生きている場合は、神識である。どちらも神（たましい）の世界である

が、生きている場合とない場合を区別して使っている。

その他にも「塔のみたま靈」（前掲本、下巻 p.100）や仏像の「聖靈」（前掲本、中巻 p.171）など仏に関するものにも靈があることを、述べている。

また、「天皇、善珠大徳を勧請して、講師とし、施設僧都を請して、読師とし、平安の宮の野寺に、大法会を備け、件の経を講読することを為し、贈りて彼の靈の苦を救ひたまひき」（前掲本、下巻 p.三八一九、官の勢を振りて、非理に政を為し、惡報を得し縁、第三五）とある。「件の経」とは、『法華經』であるが、この経を講読した功徳によつて、「彼の靈」すなわち罪を犯した者の「靈の苦」を救うことができるという。書写や読誦あるいは陀羅尼を誦することによる威力は、この『日本靈異記』ではしばしば述べられているが、その威力が靈の苦しみを救うという。これは延暦十五年（七九六）の設定である。この頃から靈の苦しみが言われる。靈に苦があるということは、靈に怨みもあると考えられ、靈の祟りに通ずるであろう。

雨に関しては、「諸転感応したまひて、龍神雨を降らしたまふ」（前掲本、上巻 p.一五六）とある。諸天が、感應する時に、龍神が雨を降らせると考えている。

あるいは、鬼神を操ることのできる験力の話として

・・毎に庶くは五色の雲に挂りて、仲虚の外に飛び、仙宮の賓と携わり、億載の庭に遊び、藥蓋の苑に臥伏し、養性の氣を吸い噉はむとねがひき。所以に晩れにし年四十余歳をもつて、更に巖窟に居り。葛を被り、松を餌み、清水の泉を沐み、欲界の垢を濯ぎ、孔雀の呪法を修習して、奇異の験術を証し得たり。鬼神を駆

ひ使ひ、得ること自在なり。（前掲本、上巻p一六六—七、孔雀王の呪法を修持して異しき驗力を得、以て現に仙となりて天を飛びし縁、第一八）

とある。役の優婆塞は、「仙宮の賓」すなわち仙人と一緒に、花で満たされた庭で遊び、仙人が霞を食べて気を養うように、そのように養性の氣（靈氣）を得たいと願つていた。四十数歳の時に、岩穴に住み、葛で身を被い、松を食べ、泉の水で心身を洗い、欲界の垢をおとし、孔雀王の呪法を修して、養性の氣（靈氣）を得た。これによつて自由自在に鬼神を操ることができた。このように仏教の呪法を修し、靈氣を得ることによつて、鬼神を操ることができるという考えが、この『日本靈異記』に述べられる。

以上、『日本靈異記』の靈あるいは神についてみてきたのであるが、『日本靈異記』は靈の異（めづら）しい、つまり奇瑞、不思議な出来事を述べたものであり、この他にもさまざまに、靈について述べている。しかし、靈の持つ意味については、大まかに見ることが出来たと思う。つまり、この『日本靈異記』では、生きている我々自身の中にも神識（たましい）があることが言われ、またこの「たましい」は、山林のようなところで、呪法を修することで得られ、この「たましい」は、災害を起こすと考えられている鬼神をも自由自在に操るということである。

三、『遍照發揮性靈集』の靈について

弘法大師空海の『遍照發揮性靈集』（以下『性靈集』）は、弘法大師の高弟である真済（八〇〇—八六〇）が、編集したものである。真済は弘仁末年から天長年間にかけて、およそ一〇年間、弘法大師に師事した。真済は弘

法大師の文を集め、十巻に編集した。しかし平安時代の中期以後に、八九十の三巻が散逸したので、仁和寺の済遼（一〇二五一一一五）が散逸した文を集めて、補闕鈔三巻として、前七巻と合わせて十巻としたのが、現存する『性靈集』である（『弘法大師著作全集』（以下『弘著全』と略す）第三巻、勝又俊教編集、山喜房仏書林、p五九二一四、参照）。

そこで、『性靈集』の七巻までに見られる神・靈などを検討していきたい。

最初に『日本靈異記』に見られた神識と魂神の場合のように、生きている場合とない場合の区別が弘法大師にも見られる。「大和の州益田の池の碑 ならびに序」に「宛も靈神の壇を挺すがごとし」とある。この注を見るに、「さながら靈験あらたかな神が粘土をねつて器物をつくるがごとくである」（『弘著全』第二巻、p一三七の注四六）とある。

一方、「大唐神都青竜寺故三朝の国師灌頂の阿闍梨惠果和尚の碑」に、「天、精粹を縦にして、地、神靈を治す」とある。その注は「地の徳たる神靈によって、その精神を陶冶した」（『弘著全』第二巻、p一四四）とある。しかし、この注は解釈が少し違っているように思える。というのは、先の『日本靈異記』の魂神と神識の使い方の延長と考へるならば、「地によって、（惠果和尚の）神靈が陶冶される」と、つまり惠果和尚の心あるいは心の中にある神が、地によつて陶冶されると、解釈することができるのではないか。このように、死んでいる場合は、靈神とし、生きている時の心を意味する場合は、神靈として使つてゐる。

次ぎに、「神」について見てみると、「秋の日神泉苑を觀る 七言」（『性靈集』卷第一）

に「神泉に彳亍して物候を觀る。心神恍惚として帰ること能わず」とあり、「心神」の注には「心がうつとりとして。心が魅せられて」（『弘著全』第一巻、p一〇三、注五）とある。また、「恩賜の百屯の綿と兼ねて七言の

詩とを謝し奉る詩「一首ならびに序」（『性靈集』卷第二）に「謹んで鴻沢に奉対して心神悅焉たり」とあり、その「心神」の注には「有り難さに心がうつとりする」とある。また「真能が右將軍に与うるがための啓」（『性靈集』卷第四）に「朝夕に抑え忍んで心神銷鑠す」とあり、その「心神」の注には「精神が消えうせる」とある。これら「心神」は、心をあらわし、その心の奥底にある「神（たましい）」を表している。

それでは我々が一般的に使つている「神」たとえば、八幡神とか神社にお祀りしている神を、弘法大師はどのようにみていたのであろうか。それは一つには、『性靈集』卷第六の「天長天皇大極殿において百僧を屈して雪する願文」の「八部の靈神」に見られるように、仏教の八部衆すなわち天・龍・夜叉・乾闥婆・阿修羅・迦樓羅・緊那羅・摩睺羅迦にあてて考へていたと思われる。

もう一方では、『性靈集』卷第一の「沙門勝道山水を歴て玄珠を瑩くの碑ならびに序」に

若し神明をして知ることあらしめば、願くは、我が心を察したまえ。我が図写するところの經及び像等、当に山の頂に至つて神のために供養して神威を崇め、群生の福を饒かにすべし。仰ぎ願わくは、善神威を加え、毒龍霧を巻き、山魅前導して我が願いを助け果せ。我、もし山の頂に到らずば、菩提に至らじ。

とある。先ず神が山の頂にいるということであり、この神に自分の書写した経や図絵した像によつて供養し、神の威力をあがめて、神の威力を生き物すべてにめぐらし、福をもたらすであろう、と。その神の善の威力によつて、毒龍のような邪惡なものを消し、生き物に福をもたらすという願いを遂げたい。そのため、山魅（山の神、山の精）が導き、手助けしてほしい、とある。そして、最後に山の頂に到らなければ、菩提すなわち「さとり」に至ることはない、とある。当然山の頂すなわち神と「さとり」（菩提）を同じに考へている。また写経や像を画くことによつて得られる力と、山魅が同じように考へられている。ここで思い出されるのは、先にみた『日本

『靈異記』の「養性の氣」である。弘法大師のこの時代、僧の多くは山林に入り修行したという。それは、この「養性の氣」すなわち弘法大師の言う「山魅」を得るためにあらう。ここには、神に対する考えが大きく変わったということができる。それが神と菩提が同じ意味で使われているということである。そして、いままで災害をもたらす神、あるいは恵みをもたらす神が、山魅の力によつて「さとり」と同じようになつて「さとり」を得ること（恵みをもたらす神のみである）ができるようになった、ということである。さらに前の「心神」の考え方を取り入れて考えれば、この神も自身の心の中にあるということである。自身の心の中にある神を見いだすために、「山魅」の力を借りるのである。

雨に関しては、弘法大師の年譜によれば天長元年（八二四）二月に「神泉苑にて、請雨經法を修す」（弘法大師年譜『弘法大師空海全集』第八卷、筑摩書房、p.一〇八）とあり、また「三月二六日、祈雨修法の驗により、少僧都に直任せらる」（前掲書、p.一〇八）とあることから、このころから弘法大師は祈雨法を修したのであらう。

まとめ

以上、弘法大師の生きた時代背景をみるために『続日本記』『日本後記』『続日本後き』そして『日本靈異記』を見、弘法大師の神や靈に対する考え方をみてきた。この時代に神や靈に対する考え方には大きな変化があつた。それの一つの原因是「祟り」であろう。人間の靈の祟りが神の祟りになり、神に対する考え方がかわり、その祟りをもつ神の靈に対して仏教が効力を持つ。一方、護法神としてのあるいは恵みをもたらす神は、仏教のさとり（菩提）と同一視される。その時に靈が重要となる。靈は『日本靈異記』では「養性の氣」と言われ、弘法大師は「山魅」という。この「養性の氣」や「山魅」を得ることによって、あるいはそれらの助けによって神あるいは菩提が得

(1) 註

られる。これは神が「たましい」と呼ばれる時と、同じ頃に変化があつたのかもしれない。そして、仏教がこれによつて日本的に変容されたのであろう。

慈「六国史における仏典と法会について（一）、榎本榮一
〔東洋学研究〕一七、一九八二、東洋大学東洋学研究所、
p五九一六一二」